等に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.047

AG_{24} ＝ 0.047

AG_{25} ＝ 0.046

AG_{26} ＝ 0.045

AG_{27} ＝ 0.043

AG_{28} ＝ 0.0414

AG_{29} ＝ 0.0018

AG_{30} ＝ 0.00169

$AG_{元}$ ＝ 0.00104

AH_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.030

AI_{24} ＝ 0.029

AI_{25} ＝ 0.029

AI_{26} ＝ 0.028

AI_{27} ＝ 0.027

AI_{28} ＝ 0.0259

AI_{29} ＝ 0.0012

AI_{30} ＝ 0.00106

$AI_{元}$ ＝ 0.00065

AJ_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び

共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.048

AG_{24} ＝ 0.047

AG_{25} ＝ 0.046

AG_{26} ＝ 0.045

AG_{27} ＝ 0.043

AG_{28} ＝ 0.0018

AG_{29} ＝ 0.0018

AG_{30} ＝ 0.00169

AH_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.030

AI_{24} ＝ 0.029

AI_{25} ＝ 0.029

AI_{26} ＝ 0.028

AI_{27} ＝ 0.027

AI_{28} ＝ 0.0012

AI_{29} ＝ 0.0012

AI_{30} ＝ 0.00106

AJ_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から平成 30 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するも